

# 会 議 録

## 第 4 回宮古島市教育委員会（定例会・臨時会）

日 時	平成 2 8 年 7 月 2 8 日（水） 開会：午後2時00分 閉会：午後3時39分
場 所	城辺庁舎 2 階 インキュベート室
出席委員名	教育長 宮國 博 教育長職務代理者 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 池間 雅昭
欠席委員名	委員 佐和田 勝彦
説 明 員	学校規模適正化対策班長 上地 誠賢 平良図書館長 狩俣 明 総合博物館長 上地 等 総合博物館管理係 手登根 保 市民スポーツ課長 奥平 敏朗 市民スポーツ課スポーツ振興係 砂川 友作
事務局員	教育部長 仲宗根 均 生涯学習部長 上地 栄作 教育総務課長 上地 成人 総務係長 池村 達明
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について 会議録の承認について（平成 2 8 年度第 3 回臨時会）	承認
報 告	教育長報告	
議案第15号	宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出 依頼について	原案可決
議案第16号	宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則 の一部を改正する規則について	原案可決

議案第17号	宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例の議案提出 依頼について	可 決
議案第18号	宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則につい て	原案可決
議案第19号	宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則 の一部を改正する規則について	原案可決
議案第20号	宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案可決
議案第21号	宮古島市教育委員会人事異動の承認について	承 認
議案第22号	訴えの提起に係る議案の提出依頼について	原案可決
その他		

備 考		
-----	--	--

# 会 議 録

教育長	<p>これより、第4回定例教育委員会を開催します。</p> <p>本日、佐和田勝彦委員が所用により欠席しておりますが、定足数に達しておりますので会議は成立となります。</p>
教育長	<p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に、野原敏之委員を指名します。よろしくお願い致します。</p> <p>次に、日程第2 会議録の承認となっております。平成28年度第3回臨時会の会議録です。確認して会議録について質疑がありましたら発言をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>平成28年度第3回臨時会会議録については、承認といたします。</p>
教育長	<p>続きまして日程第3 教育長報告となっております。報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>※別紙 教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告。</p>
教育長	<p>教育長日程について、確認したいことがありましたら委員の発言をお願いします。</p>
野原委員	<p>26日の教職員業務改善推進会議について</p>
教育長	<p>教職員業務改善推進会議の内容説明。</p>
教育長	<p>それでは次に、日程第4 議案第15号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼についてに説明をお願いします。</p>
学校規模適正化対策班長	<p>議案第15号 読み上げて説明。</p>

教育長

議案第15号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

では日程第4 議案第15号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼については、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

教育長

議案第15号については原案のとおり可決とします。

次に、日程第5 議案第16号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

学校規模適正  
化対策班長

議案第16号 読み上げて説明。

教育長

議案第16号について質疑のある方はお願いします。

(質疑なし)

教育長

それでは、議案第16号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決とします。

教育長

次に、日程第6 議案第17号 宮古島市総合博物館条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について説明をお願いします。

総合博物館長

議案第17号 読み上げて説明。

教育長

議案第17号について質疑のある方はお願いします。

池間委員

第5条第6号に「その他免除することが相当であると認めた者」とあるが、認めるのは誰になるのか。

総合博物館長

教育委員会が認めた者になります。

池間委員

教育長でも館長でもなく教育委員会。普通、市の場合には市長が認めた者となると思うが、教育委員会が認めるのか。

教育長

免除を認めた責任の所在を明確にするには役職がないといけない。館長が認めるのか、生涯学習部長が認めるのか、あるいは教育長が認めるのか、責任の所在を明確にしておかないと。

総合博物館長

第5条の条文で「教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館料を免除することができる。」と最初に謳われています。

教育長

池間委員が言っているのは、もちろん教育委員会が認めるんだけど、免除をしていいかどうかの判断は誰がやるのかということだから、そこを明確にしてください。

総合博物館管理係手登根

免除の手続は事務手続の部分にあたるので、教育長が免除を決めるということになります。

池間委員

要は、第1号から第5号以外に免除する場合があるということだよ。その決定者は誰かということ。書いていないからわからない。この場合にも教育長がと入れた方がわかりやすい。教育委員会とした場合は皆さん全員になるわけでしょ。教育委員会の誰が決定権者かということをやっておかないと。それを言っている。

総合博物館管理係手登根

次の議題になるんですが、決定権者、事務手続の部分について規則の方で免除申請書の提出を教育長にするとすることで決めてありますので、事務手続については教育長が決定するという事を規則の方ではっきりと明言してあります。

池間委員

要は、条例と規則では条例が上法でしょう。何で条例にないものを勝手に規則で定めるのか。規則は長がある意味自由に変えられる。条例は議会の議決事項。そこに重みが違う。規則でやってあるからというのは逆で、条例で定めたものを規則で謳うんですよ、細かいことを。

教育長

今池間委員が言ったように変えるのはまずいんですか。

総合博物館長	第6号を「その他教育長が免除することが適当であると認めた者」と言う形。
池間委員	そうすれば責任の所在がわかる。
教育長	それでさっき言っていた事務手続との整合性は損なわれるのか。
総合博物館長	損なわれません。
教育長	教育長という文言を入れるのが、博物館の管理運営上あるいは免除するときの手続き上、合理性が欠ける部分があるのか。ないですよ。入れておいて不都合はないですね。
総合博物館長	改めて言いますが、第6号については「その他教育長が免除することが適当であると認めた者」に訂正したいと思います。
教育長	皆さん、それでよろしいですか。では、教育長という文言を入れて、議案第17号についての審議は終了します。 次に、日程第7 議案第18号 宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。
総合博物館長	議案第18号 読み上げて説明。
教育長	議案第18号について質疑のある方はお願いします。  (質疑無し)
教育長	それでは議案第18号については可決とします。 次に、日程第7 議案第19号 宮古島市総合博物館職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。
総合博物館長	議案第19号 読み上げて説明。
教育長	議案第19号について質疑のある方はお願いします。  (質疑無し)

教育長

それでは議案第19号については可決とします。

次に、日程第9 議案第20号 宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

市民スポーツ  
課長

議案第20号 読み上げて説明。

教育長

議案第20号について質疑のある方はお願いします。

野原委員

この4人で問題ないと思うんですが、単純な疑問として、会長ではなく副会長だったり、現会長ではなく元会長だったりなのか。一般的には、その団体の長をあてるのではないか。

スポーツ振興係  
砂川

この会の目的がスポーツ推進計画の進行管理を行っていくというのが大きな目的で、計画の策定に携わっていた方なので内容に精通していると言うことで継続でお願いしています。

教育長

私の記憶違いでなければ、確か体協に人選を依頼したときに推薦されてきたんじゃないかな。定かではないんですが。

市民スポーツ  
課長

後で確認しておきます。

野原委員

そういう理由が、きちんと説明できるんならいいと思います。

教育長

一人辞退しているということですが、それに関しては審議会の中でまた人選を進めると言うことですね。

それでは議案第20号については可決とします。

次に、日程第10 議案第21号 宮古島市教育委員会人事異動の承認について説明をお願いします。

平良図書館  
長

議案第21号 読み上げて説明。

教育長

議案第21号について質疑のある方はお願いします。

(質疑無し)

教育長

それでは議案第21号については承認とします。

次に、日程第11 議案第22号 訴えの提起に係る議案の提出依頼について説明致します。

教育長

議案第22号 読み上げて説明。

議案第22号について質疑のある方はお願いします。

野原委員

損害賠償を請求するというのは、法律上は何も問題はないのか。

教育部長

今現在文書を出して請求はしています。応じない場合は訴えをしますと言うことで、議案の提出締切が決まっていますので今市長宛に議案の提出依頼をしますが、議会までに納付が確認されればこれは取り下げます。

野原委員

筋は通した方がいいんじゃないですか。

池間委員

交渉段階から職員も時間を費やしているし当然費用もかかっている。これはもちろん市民の税金な訳ですから、それを無駄にするようなことはあってはいけない。毅然とした態度でやるべきだと思います。

教育長

それでは議案第22号については可決と致します。  
その他で何かありますか。

学校教育課長

平成28年度宮古島市小中学校運動会激励訪問について説明

学校規模適正  
化対策班長

伊良部島小中一貫校設計の進捗状況について報告

教育長

本日の日程はすべて終了しました。  
以上をもちまして本日の定例会を閉会します。  
お疲れ様でした。

教育長

宮古 陳 

会議録署名委員

野原 敏之 